南九州市告示第181号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第１項の規定に基づき定めた南九州農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更したので、同法第13条第４項で準用する同法第12条第１項の規定により告示し、整備計画を次により縦覧に供する。

令和８年10月14日

南九州市長　　塗　木　弘　幸

１　縦覧場所

南九州市農業振興課（本庁舎）